

公立大学法人大分県立看護科学大学各種委員会規程

平成18年 4月 1日
規程第 78 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学学則第9条第2項及び公立大学法人大分県立看護科学大学附属図書館規程第3条第2項並びに大分県立看護科学大学職業紹介業務運営規程第2条第1項並びに公立大学法人大分県立看護科学大学看護研究交流センター規程第5条第2項の規定に基づき、大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）に置く各種委員会（以下「委員会」という。）の円滑な管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 委員会は、次のとおりとする。

- (1) 自己点検・評価委員会
- (2) 入試委員会
- (3) 教育研究委員会
- (4) 研究科教育研究委員会
- (5) 看護学実習委員会
- (6) 学生生活支援委員会
- (7) 就職・進路支援委員会
- (8) 広報・公開講座委員会
- (9) 国際交流委員会
- (10) FD／SD委員会
- (11) 研究倫理・安全委員会
- (12) 図書委員会
- (13) 情報ネットワーク委員会
- (14) ハラスメント防止・対策委員会

2 前項に規定するもののほか、必要に応じて委員会を置くことができる。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって構成する。

2 委員等は、ハラスメント防止・対策委員会を除き学長が任命する。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、職務を統理する。

2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(分掌事務)

第5条 委員会の分掌事務は、別表1のとおりとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 臨時会における協議事項は、臨時会招集事項に限る。
- 3 委員長は、会議における協議事項を予め委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときはこの限りでない。
- 4 委員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 委員会は、必要に応じ関係教職員の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。
- 6 関係教職員は、委員会の求めに応じ委員会に出席し、説明又は意見を述べ、委員会の運営に協力するものとする。

(議決)

第7条 会議の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数の賛成をもって決するものとし、可否同数の場合は委員長が決する。

- 2 研究倫理・安全委員会における研究企画の承認については、「公立大学法人大分県立看護科学大学における研究の倫理・安全に関する指針」（平成19年2月21日制定）の定めるところによる。

(顧問)

第8条 委員会に、学術的・専門的な指導・助言等を得るため、教育研究審議会の議を経て顧問を置くことができる。

(委員等の任期)

第9条 委員等の任期は3年とする。ただし、補欠委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員等は再任することができる。

(部門)

第10条 教育研究委員会の附属組織として、養護教諭養成部門を置く。

- 2 部門の目的および分掌事務は、別表2のとおりとする。
- 3 部門に部門長及び部門員を置く。部門長及び部門員は、学長が任命するものとする。

(小委員会)

第10条の2 教育研究委員会の附属組織として、看護実践力修得支援小委員会及び国家試験対策小委員会を置き、研究倫理・安全委員会の附属組織として、動物実験小委員会及び遺伝子組換え実験安全小委員会を置く。

- 2 小委員会の目的および分掌事務は、別表2のとおりとする。
- 3 小委員会に委員長及び委員を置く。委員長及び委員は、学長が任命する。

(ワーキンググループ)

第11条 委員長は、委員会に、特定の事項を調査・検討するため、あらかじめ教育研究審議会の議を経て、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 委員長は、ワーキンググループを廃止する場合、あらかじめ教育研究審議会の議を経なければならない。
- 3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(報告義務)

第12条 委員長は、委員会の事務処理について、随時、学長及び教育研究審議会に報告を行う。

ただし、図書委員会については、附属図書館の館長に了承を得たうえ、報告するものとする。

(委員会の事務)

第13条 委員会の事務はそれぞれの委員会において処理するものとする。

(雑則)

第14条 その他委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第5条関係）

委員会名	目 的	分 掌 事 務
自己点検・ 評価委員会	本学の教育研究水準の向上を図り、かつ本学の目的及び社会的使命を達成するため、改善・改革を推進する。	1 自己点検、自己評価の企画及び調整に関すること （本学の教育・研究の水準の向上、本大学の目的社会的使命の達成のため、教育研究活動等の状況を把握したうえで、教育・研究の改善に努めること） 2 内部質保証に関すること （本大学の教育研究の質を確保するため、自己点検・評価を行い、その結果をもとに教育研究活動等の継続的な改善を推進すること） 3 年報の編集、発行に関すること 4 中期目標・中期計画に関すること 5 認証評価、その他の第三者評価に関すること
入試委員会	学部の入学者選抜に関して創意工夫し、本学にふさわしい学生が入学できるようにする。	1 アドミッションポリシーの推進に関すること 2 学部の入学者選抜（一般、学校推薦型、社会人、私費外国人留学生）に関すること 3 大学入学共通テストに関すること 4 入学者選抜に係る情報発信に関すること 5 入学者選抜に係る調査・統計に関すること 6 入学者選抜方法の改善の企画、立案、実施に関すること
教育研究委員会	学部教育の質保証と教育の改善・改革を推進する。	1 アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの企画、調整及び教育の改善に関すること 2 カリキュラムの編成（シラバスの作成を含む）に関すること 3 学部教育に関すること（講義・演習・実習を含む） 4 進級試験に関すること 5 教育環境の整備に関すること 6 成績、進級、卒業に関すること 7 卒業認定・学位授与方針（ディプロマポリシー）に関すること 8 授業料減免に関すること 9 学生の表彰に関すること 10 他大学との単位互換に関すること 11 研究生、科目等履修生、聴講生に関すること 12 養護教諭養成に関すること 13 看護学教育の動向に関する情報収集に関すること
研究科教育 研究委員会	大学院教育の質保証と教育の改善・改革を推進する。	1 アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの企画、調整及び教育の改善に関すること 2 カリキュラムの編成（シラバスの作成を含む）に関すること

		3 大学院教育に関すること（講義・演習・実習を含む） 4 教育環境の整備に関すること 5 成績、進級及び修了に関すること 6 修了認定、学位授与方針（ディプロマポリシー）に関すること 7 大学院の入学選抜に関すること 8 授業料減免及び大学院奨学金に関すること 9 博士課程後期の進学に関すること 10 他大学院との単位互換に関すること 11 研究生、聴講生に関すること 12 大学院生のティーチングアシスタントに関すること 13 大学院生の表彰に関すること
看護学実習委員会	学部及び大学院の看護系実習の内容及び運営について協議し推進する。	1 学部及び大学院の看護系実習の企画及び調整に関すること 2 配置及びスケジュールに関する運営および調整に関すること 3 専任教員と担当教員との連携等に係る運営及び調整に関すること 4 実習施設の開拓及び連携強化、実習指導の推進に関すること (実習指導者・教員交流会、実習施設合同会議、実習指導者短期教育プログラム研修等を含む)
学生生活支援委員会	本学学生の生活が円滑かつ充実できるよう適切に支援する	1 学生の生活支援の企画及び推進に関すること 2 学生の留年、休学、復学及び退学に関すること 3 学生相談、健康管理に関すること 4 経済的支援、奨学金に関すること 5 課外活動、自治会活動の支援に関すること 6 若葉祭に関すること(学生に関わること) 7 学生の留学に関すること 8 学生便覧に関すること
就職・進路支援委員会	学生自身が自らの適性に応じて就職・進学、およびキャリア形成するため本学の社会的使命を考慮した支援を行う。	1 就職及び進学の支援の企画及び推進に関すること 2 就職広報に関すること 3 県内就職促進に関すること 4 就職後のフォローアップに関すること 5 Uターン支援に関すること
広報・公開講座委員会	本学の特長を社会にアピールすることにより、本学のプレゼンスを高める。	1 大学広報の企画及び実施に関すること 2 地域貢献・地域交流事業に関すること 3 大学案内パンフレット及びグッズ等の作成に関すること 4 学外ホームページに関すること 5 オープンキャンパス等に関すること 6 公開講座・公開講義に関すること 7 若葉祭に関すること（学生に関わることを除く）

		8 マスコミ対策に関すること 9 広報誌に関すること 10 Face book に関すること
国際交流委員会	本学の国際的活動を推進し、グローバルな視点の育成を図る。また、外国人留学生受入および支援を実施し、体制を整備する。	1 看護国際フォーラムに関すること 2 海外の大学との学生交流に関すること 3 国際会議の支援、国際交流事業の運営支援に関すること 4 外国人留学生受入および支援に関すること 5 英文ホームページ、英文パンフレットに関すること
FD／SD委員会	教職員の能力開発、教育・研究内容及び教育方法の改善、組織間の連携を推進する。	1 FD/SD の研修の企画及び推進に関すること（科研費獲得、人権研修含む） 2 教員の授業評価の実施及び授業内容・方法の改善及び向上の企画及び推進に関すること 3 教員の教育、研究等に関する資質向上の企画及び推進に関すること （研究成果交流会・競争的研究費・短期海外派遣、国内派遣研修を含む）
研究倫理・安全委員会	研究者としての素養を高め、倫理・安全面から研究基盤の整備、醸成に資する	1 研究の倫理及び安全の審査に関すること（動物実験の審査を含む。） 2 教員、大学院生に対する研究倫理の教育支援に関すること 3 研究に係る倫理的妥当性及び安全性の確保の推進に関すること
図書委員会	図書館資料を収集・管理し、知（地）の拠点として職員の教育・研究及び学生の学修に資する	1 図書等の整備に関すること 2 図書館の運営に関すること 3 図書館ホームページおよび図書館だよりに関すること
情報ネットワーク委員会	本学の情報ネットワークの環境を整備し、効率的で安全な環境を整備する	1 情報ネットワーク及びセキュリティの企画及び推進に関すること 2 情報ネットワークの運営・管理（サーバー、教職員の大学管理 PC 等含む）に関すること 3 個人情報保護法に関すること 4 ICT の教育活用及び e-ラーニングシステムの構築の検討に関すること
ハラスメント防止・対策委員会	本学の学生、教職員すべてが、個人として尊重され、ハラスメントない快適な環境で学び、研究し、働きやすい環境を確立する。	1 ハラスメントの防止を目的とした啓発及び研修に関すること 2 ハラスメントの相談に関すること。 3 ハラスメントの調停又は苦情申立てに関する調査並びに問題解決・対応策案の作成に関すること。 4 本学におけるハラスメントにかかわる情報公開に関すること。 5 ハラスメントを受けた教職員及び学生の就労・学習環境の調整等に関すること。

		6 その他、ハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項
--	--	-----------------------------

別表2（第10条、第10条の2関係）

部門及び小委員会名	目 的	分 掌 事 務
養護教諭養成部門	養護教諭養成課程の教育環境を整備し、質の高い教育の運営を図る。 教育研究委員会と密接に連絡・調整を図る。	1 養護教諭養成課程の履修および教育（実習を含む）の計画、運営に関すること 2 2年次後期の養護教諭履修者の選抜に関すること 3 文部科学省への申請・報告に関すること 4 履修者の就職に関すること 5 教育環境の整備に関すること 6 教育研究委員会との連絡・調整に関すること
看護実践力修得支援小委員会	質の高い看護実践能力修得のための教育環境を整備する。 質の高い看護実践能力の育成を図る。 教育研究委員会と密接に連携・調整して進める。	1 実習ガイドブック、実習指導指針、看護技術習得確認シート等の実習マニュアルに関すること 2 実習施設的环境整備に関すること 3 学内の実習室の環境整備、備品、消耗品の管理に関すること 4 看護技術習得プログラムの企画、運営、評価に関すること 5 看護スキルアップ演習に関すること 6 教育研究委員会との連絡・調整に関すること
国家試験対策小委員会	国家試験に向けて、学生が主体的に取り組めるように支援し、高い合格率を目指す。 教育研究委員会と密接に連携・調整して進める。	1 国家試験受験に関すること 2 模試に関すること 3 補講に関すること 4 不合格者への対応にすること 5 教育研究委員会との連絡・調整に関すること
動物実験小委員会	研究倫理・安全委員会と共同して動物実験の研究計画を審査する。	1 動物実験の研究計画の審査に関すること 2 動物飼育施設の管理・運営にかんすること 3 動物を扱う研究室の環境整備に関すること 4 動物実験の自己評価・自己点検に関すること 5 動物や細胞を用いた研究の教育に関すること
遺伝子組換え実験安全小委員会	研究倫理・安全委員会からは独立し、遺伝子改変動物や細胞を用いた研究計画を審査する。	1 遺伝子改変動物や細胞を用いた研究計画の審査に関すること 2 実験に用いた遺伝子改変動物や細胞のサンプルの保管に関すること 3 遺伝子改変動物や細胞を用いた実験施設整備に関すること 4 遺伝子改変動物や細胞を用いた研究の教育に関すること